

平成18年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：平成18年7月24日

場所：特別会議室A

(開 会)

遠田副本部長 皆さん、こんにちは。私は、当委員会の事務局長をしております遠田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、これから平成18年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

まず初めに、池田本部長が挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

池田本部長 この4月から県土づくり本部長をしております池田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。公共事業評価監視委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、県政運営につきましては、常日頃、各分野におきまして多大なるご尽力、ご協力を賜っておりますことに対しまして、本席をおかりしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、私どもの県土行政といいますか、土木行政につきましては、厳しい財政環境の中で県民ニーズの多様化、あるいは高度化、さらには環境に対する県民意識の高まり、そして人口減少社会の到来など、社会経済情勢が大きく変化します中で、真に必要な社会資本をどう整備していくかということが大きな課題となっております。

限られた財源を有効に配分し、県民満足度を向上させていくためには、ご承知のことと存じますが、「選択と集中」、こういったことをキーワードに継続箇所早期効果発現を目指しながら、新規箇所は厳選するという基本姿勢のもとに、18年度におきましては、佐賀県の発展の礎となる社会資本の整備に重点を置くとともに、安全・安心な社会の構築、さらには、佐賀の輝かしい歴史や豊かな自然を有効に活用して佐賀の個性を伸ばしていく。こういったことで、一つは、交流の促進、産業の発展を支える基盤づくり。それから、安全・安心に暮らせる県土づくり。そして、豊かな自然と美しい景観を活かした地域づくり。こういった3本の柱を基本に施策を推進しているところでございます。

事業実施に当たりましては、これまで以上に公共事業の効率性、あるいは実施過程における透明性といったことを追求いたしまして、公共事業を県民にわかりやすくし、そして、公共事業を県民の身近なものにしていくことが私どもに課せられた大きな使命であるし、責務と考えております。

ご承知のとおり、当監視委員会は、公共事業の実施に当たりまして、透明性の向上、説明責任、住民意見の反映、真に必要な事業の選択、コスト縮減、こういった視点に立って

第三者の立場で監視をお願いするということで設置いたしております。

委員の皆様には、これまでもいろいろとご苦勞をお願いしているわけですが、本年度も引き続き、そうした観点から忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

本日は、18年度の新規事業にかかる事業評価結果のご説明とあわせまして、新規評価のマニュアルの一部変更を諮問いたしております。また、日にちを改めまして継続事業の再評価につきましても現地視察等ご審議をお願いしたいと考えております。

委員の皆様方には、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

遠田副本部長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、審議に入りたいと思います。

本日は、10名の委員のうち、枝吉委員さんがお仕事の都合で欠席されております。

荒牧委員長、この後の議事の進行については、よろしく願いいたします。

荒牧委員長 それでは、議事次第に従いまして2から7までの議事を進めてまいります。

まず、平成17年度の公共事業新規箇所評価の取り組み状況について、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

山口副課長 私、県土づくり本部、企画・経営グループの副課長をしております山口でございます。当委員会の事務局ということで今回ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成17年度公共事業新規評価の取り組み状況についてご説明いたします。パワーポイントと並列してご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、平成17年度は8月2日に第1回目の評価監視委員会を開催しまして、ため池等整備事業、それから林道事業、道路事業の新規評価マニュアルの変更・追加についてご審議いただきました。パワーポイントに挙げておりますため池等整備事業、林道事業、道路防災事業の3つの事業のマニュアル変更をお願いしているところでございます。ため池等整備事業につきましては、用排水施設整備と農業用河川工作物応急対策の観点から見直しをしております。林道事業につきましては、森林の持つ多面的機能及び実施体制の観点から見直しをしております。道路防災事業につきましては、必要性を損傷の程度と交通量の観点から見直しをしております。

その後、県におきまして新規評価マニュアルに基づきまして、事業予定箇所について評価を実施しました。きょう、お手元にお配りしております「第1回佐賀県公共事業評価監視委員会」という資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。事業名を並べておりますけれども、これは35事業ございまして、真ん中の下から2段目に「217」という数字があると思っております。217の新規箇所につきまして評価を行いまして、平成18年度の当初予算では17カ所を予算化しているということでございます。

2ページ以降に新規箇所評価の実施箇所総括表をつけております。道路、河川、ダム、街

路等の種別ごとに、それぞれの箇所ごとの評価、予算化の状況等を示しておる総括表でございます。

この表の中で、一番右側に「予算化等状況」という欄に「H18当初」という表現がございます。「H18当初」というのは、平成18年度の当初予算に計上したものであるということでございます。

それから、同じく「予算化等状況」の中に「H17ゼロ県債」という表記がございます。この表記は平成18年度に早期着工の必要のある箇所を平成17年度に前倒して予算化したものであるということで、「H18当初」と同じように予算化しておるということでございます。

それから、「予算化見送り」という表記がございます。これは本部が予算化を認めなかった箇所ということでございます。

それから、「評価過程で取り下げ」という表記がございます。これは現地機関または事業担当課が評価をする上で地元の合意形成等、実施環境が整わなかったなどのため、本部への要求までに至らなかったという箇所でございます。

そういうことで、全体としましては、現地機関が評価を実施した総件数が217件、「H17ゼロ県債」を含みます18年度当初に予算化した箇所が177カ所、82%の予算化の状況ということでございます。

以上で17年度の新規箇所評価の取り組み状況につきまして説明を終わらせていただきます。

荒牧委員長 今、取り組み状況の説明がありましたけれども、委員の皆さん方、何かご質問ありませんでしょうか。

古賀委員 ゼロ県債について説明してください。18年度に行うようになっていたのを17年度に前倒して実施するということでしたが、ゼロ県債ということについて。

池田本部長 契約行為とか事業の着手みたいなことは前年度、17年度に行うんですよ。実際の金の歳出、現金の動きを18年度の予算ですということなんです。県の予算の中で成立予算という、当該年度の予算、現金をつけた部分と、翌年度以降に支払いますからというふうな債務負担行為という予算の制度があるんですけども、それを公共工事については、年度当初の端境期対策とか、そういう部分を解消するために、ここで言えば17年度の予算はありませんが、17年度に契約をして、18年度にまたがってお願いしますということで、金のお支払いを出来高の部分とか成功払いを18年度の予算でしますと。17年度は金がありませんということで「ゼロ」ということで表示をしております。

古賀委員 「県債」とありますね。

池田本部長 県の債務負担行為ということなんです。

荒牧委員長 これは、年度はいつ開始したことになるんですか。

池田本部長 債務負担行為も予算の一種ですので議会の議決が必要なんですけれども、12月の定例会の時に議決をいただきまして、債務負担行為の場合は現金が伴いませんので、

限度額ということで予算上は表示になるんですけども、それに基づきまして各事業箇所
に張りつけて、契約行為を17年度中に行っていくというふうな形です。仕事そのものは18年度
で、17年度で準備工事とかはしますけれども、18年度に入って上期、いわゆる4月から6月
ぐらいまでの本格発注までの端境期対策みたいなことで仕事をして年度間の平準化を図る
というようなことで、予算上の措置として17年度の現金はゼロの予算を設けまして18年度
に支払いをするというような制度でございます。

斎藤委員 その事業というのは、緊急度を要するようなものが多いんですか。

池田本部長 むしろ、建設業界の中小、零細企業対策みたいなこと、そちらの方に視点を
置いて、毎年、当然やっていくような事業をしております。やっぱり大きなものになる
と政策的な判断を要するものとか、そういうものになると現金を伴った予算の成立という
ような形で、基本的には2月の議会で議論をしていただきまして予算化していくということ
でありますけれども、前倒しでする分については、通常、継続事業のさらなる延長、整備
促進を図る、こういったところを中心にしております。

遠田副本部長 平準化とか雨季前の対策というようなことが目的です。

川原河川砂防課長 例えば、河川工事を例にとりますと、新年度は4月から始まって梅雨
前、6月半ばぐらいまでに、実際の工期は2カ月ちょっとしかとれませんで、その間の工程
では、とてもじゃないけれども間に合わないというような箇所がございます。そういった
ものについては前年度の2月ぐらいに契約して工事に着工しますので、実質工期としては4
カ月、5カ月とれるというような場合についても大変勝手のいい制度だと思っております。

川本委員 「取り下げ」と「見送り」の違いというか、「見送り」というのは先送りもあ
るということですか。予算化の見送りは、どこで判断するんですか。

山口副課長 県の本部の方で判断します。

川本委員 2次評価に至る前に取り下げるところもあるということですか。

遠田副本部長 そうです。さっき説明しましたように、地元の合意がとれていないとか、
地元負担があるようなところで、市町が合併になって、これまで（地元負担を）取ってい
なかったものを取ったりするようなことの変化で取り下げられているところがあり
ます。

予算の見送りというのは、県土づくり本部がトータル的に県の重要施策とか重点項目と
か、あるいは市町村合併の支援とか、そういったものを総合的に考えて予算の見送りとい
うこともあります。

長委員 事前に読んでおけということでしたので来る前に読ませていただいたんですが、
今の説明はわかったんですけども、評価で、「AAA」評価の部分と、判断の「 」と
「 」があるんですけども、たしか、「AAA」というのは一番優先される、判断の方
は「 」の方が優先される、そういうふうな判断基準になっていたと思いますけれども、
ことし、予算がつけられたものと見送られたものの中で若干判断が、この書面だけでは私

どもわからないところがありますので、その辺のところを説明していただければと思います。

1枚目の道路のところ、例えば、18は「AAA」で判断は「C」になっているんですけども、当初予算がついているんですね。予算が見送られたものというのは、たしか「ABB」という、あるいは判断でも「C」というのは優先順位が低いということはわかるんですけども、例えば、14番ですと「AAA」で判断も「C」なんですが、見送りになっている。その辺のところ、いろんな事情があつてのことだと思ふんですけども、私どもが総括表で見せていただく限りでは、その辺の事情がわかりませんので、そういったところについてだけご説明をいただければと思います。

山口副課長 この判断基準、「AAA」とか「ABB」とかいろんなランクがございます。2Aまでを評価「B」、1A以下を評価「C」、Cがあるものを評価「D」ということで評価をしております。

その中で、事業名のところを見ていただきたいんですが、事業名の中で交通安全とか地方道路交付金とか事業が違うというのがまずございます。この評価につきましては、各箇所ごとの評価をいたしておりまして、事業の目的とか効果の発現等の中で、事業をまたがった、総合的な評価をしておらないというのがまず1点ございます。ですから、各事業ごとに評価といたしますか、事業をまたがった評価をしていないということがばらつきが出てくる原因の一つでございます。

もう一つですが、同じ事業の中でも「AAA」といいますが、「C」ランクよりも「D」ランクの方を採択しているというのがございます。その理由でございますけれども、県のこの評価といたしますのは、あくまでもその地区の評価ということでございまして、県といたしますか、本部の予算の編成方針とか、それから基本戦略などの総合的な判断、市町村合併とか地域の事情等で総合的な判断を県土づくり本部の中でしておりますので、そういうことで逆転現象が生じておるといこともございます。

長委員 そうしますと、事業名のところで交通安全なら交通安全のところ「AAA」ということでその順番を考える。地方道路交付金事業ということであれば、そのグループで上から選んでいくという形ですね。そういう意味で逆転現象が出てくるということです。

山口副課長 一つ、具体的なご説明ということで、1番の道路の生活関連、国道444号、これが「AAA」の「C」判断で「予算化見送り」となっておりますけれども、これは鹿島市ですけれども、合併市町村の継続地区を優先する方針ということと、それから、隣接して事業中であり肥前鹿島停車場線という路線があるんですが、その進捗を見ながら、すぐ近くに現在継続中の事業がございますものですから、その進捗を見ながら着手時期を検討するというところでございます。

ですから、市町村合併の状況とか、近くの類似事業の進捗状況等を見ながら採択を検討していると、予算化を検討しているというところでございます。

荒牧委員長 ほかの方、ご意見ございませんか。

これはもうホームページに公開したんですか。

山口副課長 これは公開しております。

荒牧委員長 例えば、今のような説明では、これはこうやって「予算化見送り」とか、評価、判断をつけた上で一覧表を出されるわけですね、出してくださいとお願いした記憶があるから出されると思うけれども、そこに何か今のような説明をつけられたんですか。例えば、そこに新規評価のマニュアルが、皆さんたちが決定していくプロセスを反映していないという重大な欠陥があると私は思います。今のような説明であれば、すなわち政策判断をしたということですよ。それは多分、知事さんたちがおやりになる重要な判断としてあり得る問題ですよ。

そうすると、「AAA」で「予算化見送り」のところについては、例えば優先順位を今年度については、少なくとも今回、市町村合併という県にとって非常に大きな政策実現課題があるので、そこが何らかの形で反映されるようなマニュアルにするか、別欄でそういう政治的、あるいは何とかの判断が優先する場合があることを県民に伝えるべきですよ。そして、この表の中にそれが表現されてなければ、今、長先生がおっしゃったように、「AAA」で「 」で「予算化見送り」で今のような説明をされても、「交通安全」で「ABA」で「 」で「H18当初」、「H17ゼロ県債」というようなことがやれているんだとすれば、この表を見て判断する時に、そういう意図を持ってやるのが悪いと言っているわけじゃないんですよ：ある意図を持ってやったのであれば、そのことを表現すべきですよ。それを表現するようなマニュアルになってないと、まずいか、あるいは我々が議論に参加してつくったものは、一定のベースをするのであって、その次の判断に、例えば議会や土木部や、そこが判断を加える欄があるのであるというのであれば、そういう公開の仕方をしてもらわないと、我々がつくったものは完全に無視されているというふうにこれからは読めますよ、少なくとも。

だから、そういう判断はあり得ると僕は思うわけです。そのことは最初に議論を行った時から、必ずしも杓子定規にそれをやりなさいと言っているつもりはなくて、現場の第一次作業としてそういうプロセスを送ると。しかし、その上には、今、非常に厳しいことがあるから、我々が思っている以上の厳しさがあるから、それに上乘せして、こういう判断をしても、なおかつ落とさざるを得ないところが出てくるということはある。それを「ABB」の方から落としていくといたらマニュアルどおりだから、なんということはないんだけど、今おっしゃったように、市町村合併の話、それから近くに箇所づけたところがある場合には、重要なんだけど、ちょっと待ってもらおうというような話になっているんだと思います。しかし、それはどこかで表現しておかないといけないんじゃないですかね。そうしないと、これを見ただけだと、皆さん方は意図的にやっていますよ、少なくとも。そう見えますよ。これがホームページに表現されたら。

だから、使い方のところが、プロの皆さんたちはわかった上でやっておられて、不正をやったとは私は言わないけど、少なくともこの表だけから見たら、ものすごく突っ込まれますよ、間違いなく。そう思います。

長委員 私も、そう思います。例えば、「予算化等状況」の「見送り」とか、そういう判断のもう一つ後ろに、例えば、こういうことだという、それがないと。例えば、鹿島市さんに対しては、こういう事情なので環境が整い次第ということでは来年度あたりか再来年度あたりという話もある程度されているとは思いますが、今言われたように、ホームページ上で公開されたとなると一般の人が見るわけですね。私たちが今、見させていただいているわけですが、私たちが見て、どういう判断をされたかわからないということになると、一般の方は、なおさらのことだと思います。

荒牧委員長 ほかに。

斎藤委員 私も、31と32が同じ条件で片方が「取り下げ」となっているから、何でかなあと思いました。

荒牧委員長 「取り下げ」はあり得ますね。申請した人たちの事情で、うまくまとまりませんでしたというところがある、地元との調整がつかないというところがないわけではない。

もう一つ、評価箇所数が217、採択が177、これは一覧表に全部載っていますか。

山口副課長 載っています。

荒牧委員長 そうすると、結局、Cという評価は1件もなかったということですか。

山口副課長 1件だけあります。13ページに「 」というのがあります。

荒牧委員長 それは自動的に排除されたわけですね。13ページの30番ですね。準備ができてませんというのが評価に入ってませんでしたかね。例えば、地域の合意が得られてなくて、地権者とかなんとかの合意が得られてなくてというような...

遠田副本部長 入っています。

荒牧委員長 入ってますよね。そうすると...、あり得ますね。やれるとっていてぎりぎりまで頑張ったけどできなかったということはあると思いますね。結局、Cになるようなものは上げてこないでしょうからね。

池田本部長 私も見えていまして、Cが全然出てこないというのは、施策過程の透明性というのは、事務所の方から上がってきたものはすべてここに載せて、我々はCと判断しましたということでご説明することも一つ考えなければいけないのかなと。というのは、評価そのものにCの欄がありますので、それが今回は1件だけあるんですけれども。ただ、作業のボリュームが、地元から要望があったら、すべて作業課程に載せなくちゃいけないかという話が、どこで整理するのかなということがあります。

荒牧委員長 どうでしょうか、皆さん方、何かご意見ありませんか。何か工夫をしてくれませんか。この使い方が間違っているとは思いますが、これを公開して判断したと

ということだと、私たちがこういうレポートを出すと、多分、ものすごく怒られると思いますよ。評価と予算執行とが合っていないじゃないかと。Bだけ合格、Aだけ不合格とつけたような、なんかそんなイメージがわいちゃうから、やっぱりAは合格でしょう、Cは不合格でしょうという、Cは不合格になっているからいいんですが、Aで不合格みたいなイメージにとられたら、それは評価のマニュアルが悪いのか、それを超えて起こることというのは当然あるから、あることも公開しておかないと、これだけがひとり歩きすると、皆さんたちがつくったマニュアルは一体何なのという話になるんじゃないですか。それはやっぱり判断をした人の責任においてきちっと書き込んでおくべきじゃないですか。例えば、本部長さんがある判断をされることはあり得ることだから、本部制度になって、予算もそこで決断できるようになったわけですから、そのかわり、本部長は、ここを自分はこういう判断をしたのだということをきちっと、例えば記録をしておく、あるいは公開をするということを言わないとおかしなことになりませんかという話です。判断をしてはいけないということを言っているつもりは私は全くなくて、こういう判断をしましたと。先ほど言われたみたいに、佐賀県は市町村合併を推進する側において、新幹線を推進する立場をとっておりますとテレビで一生懸命おやりになっているから、そういうことを表明されるのは構わないと思うけど、それであるならば、そこを本部長判断でしましたということを我々に示していただいた方が。

皆さんいかがでしょうか。表現論というか、それがいかんとは言いませんので、公表の仕方とか、表のつくり方とか、そういうことをもう一回、そこまで私たちは多分今までやってないですよ。どういう形で公表するかというようなことはしていないので、「A A A」と「 」というところまでだけやって、公表するところまでが仕事だと私は思っていますので。

ほかの方々、これについて問題点があるかどうか、教えていただきたいと思います。

古賀委員 環境が整っていない場合には、もう最初から消すということは考えられないんですか。

池田本部長 本当は、前の段階でそれができる、結果としてはできるんでしょうけれども、ずっと作業をやってきたという部分で残している部分がありますので、一番最後に最初に戻って消すというわけにもいきませんので。そこら辺はある程度、14年ぐらいからやっていますけれども、全体として基準、事務所のバランスみたいなことも、第一評価といえますか、そこら辺の基準づくりも必要かなという感じがします。結果として、最初に落とした分と最後で落とす分が、あまり変わらない理由で落ちている部分があるかもわかりませんが。

古賀委員 環境が整っていない場合は最初から低い評価にするとか、そういうふうにしなないと、それがあつために点数が低くてもやるという話になったり、点数が高くてもやらないということになるわけですから、そっちをちょっと先に考えた方がいいような気もす

るんですね。

池田本部長 これは今後の課題で現地機関の改革みたいなことを進めております。公共事業は予算的にも厳しいし、制約がある中でどうやって仕事をしていくかということで、現地機関ごとに地域懇談会ということで、今までは行政、市町村からお話があって、団体とか、そういう方からのご要望等を踏まえながら全体を総合調整をしながら事業をすることをしていましたけれども、もう少し広げて、地域の方にも参加していただくというような形で地域懇談会みたいな新たな仕掛けを今検討しております、そういう中で地元の合意形成といいますか、その部分をきちんと整理をしたいというような、そのようなことは今検討を進めております。

荒牧委員長 ほかに委員の方、何かありませんでしょうか。

斎藤委員 すみません、簡単な質問です。今おっしゃっている地域というのは、地権者の方々とか、その地域の関連の方々ですか。

池田本部長 どちらかというとし町単位ぐらいか、土木事務所、現地機関単位の中ですね。というのは、すべて要望どおりお応えできるような時代じゃないものですから、どちらかは我慢していただくとか、1年遅れとか、こういうふうな全体的なことを我々サイドだけで判断してこうですよというよりも、皆さんに懇談会の中に入っていた中でそういう議論をすることが必要じゃないかということで今検討をしております。

斎藤委員 特に、今後、鳥栖は新幹線、あっちの方は抱えていますから道路関係が結構出てくると思うんですよ。だから、地権者の方々がいろいろ問題を抱えているんじゃないかなと思います。

池田本部長 そうですね。具体的な用地買収になると、原則はご了解いただきますけれども、やっぱり個別の事業に入りますとですね。

斎藤委員 こういう事業というのは直轄で出てくると思うんですね。新幹線も、もう現に今出てきていると思うんですけど。だから、計画を練られて、その練られた計画が上ってきているわけじゃないものがあるんじゃないかと思えますけどね。非常に難しいと思います。

荒牧委員長 よろしいですか。 それでは、今年度、こういうふうな評価をいたしましたということで、これは既にホームページ上で公開をされているということですね。それは構いませんけれども、次年度以降、個別のことについて我々委員会はしないことになっていると思えますので、それは構わないですけれども、少なくとも、やり方、仕組みについては工夫をしていただけませんか。そうしないと、このままでは、この新規評価システムが死んでしまうというか、重大な欠陥があるというふうに見られるように思いますので、ぜひお願いをいたします。

遠田副本部長 新規評価の場合は、「 」とか「 」とか「 」とか判定して、予算化が可能かどうかということを見るところと、さっきみたいに、何でここは予算化

を見送ったかにつきましてちゃんとした説明をするということ…。

荒牧委員長 それでセットになっていますよね。結局、皆さん方は、つけたか、つけなかったかで判断するわけだから、それが前のやつと関係がなければ、ちょっと変なことになってしまうわけですね。

遠田副本部長 予算化を見送った理由についても…。

荒牧委員長 何かの形で表現するようにしてください。

遠田副本部長 わかりました。

荒牧委員長 ほかになければ次に移ってよろしいでしょうか。きょうの大きなテーマは、新規評価マニュアルを変更したいということです。これはもうまさにこの委員会の任務ですので、ぜひご議論いただきたいと思います。

「河川事業（生活関連（環境））」の1件だけですね。担当の方から説明をお願いいたします。

川原河川砂防課長 河川砂防課長の川原と申します。私の方から説明させていただきます。

今回、マニュアルの改訂をお願いしますのは、今、委員長から言われました河川事業の中の生活関連の環境系というものでございます。現在、マニュアルに沿って新規事業の評価を行っている事業としましては、県の単独事業の水辺空間創出事業というものがありません。現在、この水辺空間創出事業を若干改訂したいというふうなことで作業中でございます。それに伴いまして当該マニュアルを改訂させていただきたいということでございます。

まず最初に、河川事業を評価するマニュアルとして、現在、河川事業として2つ持っております。1つ目は生活関連の防災系と言われるものです。2つ目が、ただいまの生活関連の環境系と言われるものでございます。

防災系というのは、基本的に治水上の安全度を向上させるための河川改修を評価するものでございまして、対象事業としては、国の補助事業ですとか、県の単独事業の改良系、あるいは護岸系、そういったものを生活関連の防災というマニュアルで評価しております。

2つ目の生活関連の環境系ですけれども、環境の面から河川改修事業の必要があるかどうかを判断するための評価として、この水辺空間創出事業というものがありません。今回、生活関連の環境系についてマニュアルを改訂したいというものでございます。

次をお願いします。まず、水辺空間創出事業の概要についてでございます。

次をお願いします。水辺空間創出事業の目的ですが、川というものは、以前は人々の身近な生活環境として住民に親しまれておったんですけれども、近年の河川改修におきましては、治水や利水に重点を置いたがために動植物等への配慮が足りないですとか、あるいは人々が水辺に寄りつくことに対する配慮が欠けていたという部分が指摘されております。そういったことから人々の生活の中から川というものが乖離したという、そういう結果になっております。こういった反省点を受けまして、身近な川を対象としまして、地元民が

主体となって豊かな水辺空間を取り戻して以前の人と川のかかわりを再構築していこうと
いった事業でございます。

具体的な実施事例ですけれども、これは吉野ヶ里町の旧東脊振町の永山地区の田手川の
事例です。こちらがみやき町の山田地区の寒水川における事例です。いずれも、県と地元
地区民が一緒になってワークショップ等々を行いながら基本構想を作成していく、その基
本構想に基づいて現地の整備を行っていくと、そういった事業でございます。

次お願いします。今申しましたとおり、水辺空間創出事業というものを、今までの流れ
は、こっちの流れでございました。地区民を主体としまして、自然環境、地域づくりとい
うものを構築していこうというものでございましたけれども、今後、この現行制度に加え
まして、地区民ではなくして、あるいは市町、そういったものが掲げる生活環境を主体と
したまちづくり、そういったものについても一緒に整備していきましょうということで、
こちらの方を追加したいというふうに考えております。

次お願いします。具体的には水辺空間事業の制度の話なんですけれども、在来は住民主
体のワークショップでもって基本構想を構築しまして整備を行う。行った後の維持・管理
については、住民、市町、県が役割分担して行っていこうというものでございまして、最
終的には維持・管理協定まで結びましょうということにしております。

今回、検討しております新制度につきましては、地元市町を主体としたものでありまし
て、まずは県の主要プロジェクト、あるいは観光・文化施設等の拠点整備に関連した河川
の環境整備を行う制度というものを新たに追加しようというものでございます。制度とし
ては、上と同じようなものを考えております。

次お願いします。こういうことで新たな水辺空間の制度を構築することによって、その
中の新規事業の評価についても変更したいということでございますけれども、評価の視点、
評価項目、評価手法については変更ございません。

次お願いします。お手元を書いてありますのが生活関連の評価の視点、位置づけの部分
ですけれども、2つの点で変更したいというふうに考えております。

1点目は、「河川環境管理基本計画に位置づけられていること」というふうな文言がつい
ておりました。これを削除したいということでございます。

2点目が、先ほど申しましたように、今までは「住民による整備基本構想図が策定されて
いること」というふうになっていたものを、「又は市町」という文言を追加したいという2
点の変更でございます。

先ほど、「河川環境管理基本計画に位置づけられていること」ということを削除したい
と申しましたけれども、その理由でございます。今までは河川整備を行っていく上での基
本的な計画というものは、工事実施計画または河川環境管理基本計画の2つと、平成9年に
改正されました河川法にのった河川整備方針と河川整備計画、この3つに位置づけされ
ていることが採択の主な条件としておりました。しかし、上の2つの計画が平成9年の河川

法の改正に伴いまして一緒になったことから、この位置づけが法的になくなったということがありますので、今回、この位置づけを削除しまして河川整備方針と河川整備計画を一元化しようということで、先ほど申しました河川環境管理基本計画に位置づけられているということを削除するというございます。

以上が今回の新規マニュアルの変更点でございます。審議方、よろしくお願ひいたします。

荒牧委員長 変更点、あるいは変更理由などについて説明をいただきましたけれども、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

削除の方は法律上の問題、それから、「市町」というのは、今まではこの表現は「住民」とだけ、合意が得られることを想定していたけど、もう少し広い範囲の計画の中で位置づけられていれば大丈夫だろうということですね。

川原河川砂防課長 そういったものも取り組んでいこうというものでございます。

荒牧委員長 住民というだけあったのを、地域の市町との間の合意、あるいは計画立案ができ上がって…。

川原河川砂防課長 でき上がっているということを条件の一つに入れていこうというものでございます。

荒牧委員長 普通はどちらが多いですか。

川原河川砂防課長 今までは地元というものを主体としてしか考えてなかったんですけども、最近、今ちょっと話が出ました新幹線の鳥栖駅前整備というような事業が上がってきております。もう一つは、伊万里市に戸栗美術館という美術館が進出予定になっております。それは現地の伊万里川と一体となった周辺の整備を行おうというのがあります。そういったものに対して今のマニュアルでは評価するものがないということでちょっと拡大しまして、市町による基本構想が策定されているということを今回つけ加えさせていただいているということでございます。そういったものであれば、逆に言えば水辺空間創出事業の中で取り組んでいこうと考えております。

荒牧委員長 いかがでしょうか。

川本委員 以前の点数は、どういうふうになされておりましたか。

川原河川砂防課長 点数は、前のおりです。前が60・50・40となっていたものを、60と、50なしの40ということで考えております。

斎藤委員 素人的考えだと思っんですけども、水辺空間の創出ということは、今までは災害対応型の水辺をコンクリートで固めたりしてきましたよね。それをまたもう一回、人が入れるような壁に変えようというふうなことだと思っんですけど、その辺の判断基準ですか、災害とのバランスというか、その辺のことは、ただ構想だけで上がってくるじゃないですか。

川原河川砂防課長 もちろん、地元住民の時代は、「囷」というものが作成されておる

ということが前提でした。

齋藤委員 消されたわけでしょう。

川原河川砂防課長 地元住民の場合は、事前にワークショップをやりまして、その後、管理協定まで結ばれているということが新規事業として俎上する一つの条件でございました。今後は、地元の市町まで入れると図までは求められないのかなということで、構想ということで掲げております。

それと、水辺空間創出事業といいながら、治水上のことを無視するのかということ、決してそうじゃありません。正常な水の流れを阻害するような計画というのは、もちろん認められないと。治水上の安全度を確保した上で水辺空間を創出していこうというもので、付加価値をつけるといいますか、そういったものです。

齋藤委員 自然とあれとを共存させるということだと思んですけどね、なかなかその辺、難しいですね。

荒牧委員長 それはそうですよ。だけど、そのことも県庁マンたちに勇気を与えてくださいよ。そうしないと、この人たちは法律上というか、治水上のことはプロですから何でもやるんだけど、地域の人たちが、あるいは市町がそっちから持ってきてもこういうことではじかれると、そっちの方に不熱心になるという可能性もありますので、ぜひそういう道だけはあけておいていただくと、市町であれ、住民であれ、だれであれ、40ポイントで稼ぎ出して、整備基本計画というのは非常に大きいですから、その中に記載されているのが60点でしょう。それは当然、優先順位が高いのは理解できるけど、それ以外にも住民が申し出たことと合意できたこと。それと、市町あたりと合意ができたことのところであればやっていいよということですね。

川原河川砂防課長 そうです。

遠田副本部長 先ほど話がありましたように、河川事業というのは、一番スタートは治水と利水のみをやっていたんです。平成9年に河川法が改正されまして、環境にも配慮した川づくりをということになりました。治水事業も、これまでは画一的にブロック積みばかりやっていたんですけれども、これも多自然型川づくりといいまして、自然に配慮したような川づくりを、治水事業をやっていく上においても環境に配慮した川づくりというものをやっております。

ただ、治水上はあんまり手を入れなくても十分なのに、環境、さっき話がありました新鳥栖駅で、川幅は結構ありますけれども、新鳥栖駅にふさわしい川づくりということを考えたときに、何もしなくていいのかというようなこともありますから…。

齋藤委員 どんどん言わんといかんですね。

荒牧委員長 ただ、合意しないとだめですから。一人だけ言ってもなかなかうまくいきませんので、皆さんで…。

長委員 趣旨はよくわかります。異存はありませんけれども、先ほどの質問に関連して

気になったのは、従来の「県民協働系」に「まちづくり系」を新しく追加して、それに合わせてマニュアルも変えようということなんですけれども、先ほどちょっと言われたように、そうすると、従来の県民協働系の場合、図が必要ないという形になりますね。その辺のところ、県民協働系は従来どおりですよ。ただし、まちづくり系に関してこういう形ですよというならわかるんですが、2つを一緒にされた結果、県民協働系の方の規制が緩やかになって、それでいいんですかということなんですけれども、そこだけ。

川原河川砂防課長 そこは運用の中で、住民系については、いわゆるワークショップである程度の構想、管理協定が結ばれているということが条件になっていると思います。

長委員 従来のものは従来のマニュアルどおりで、まちづくり協働系に関して新たにこういうマニュアルを別にという形にはできないんですか。これを一緒にすると無理があると思うんですけれども。

川原河川砂防課長 ここに括弧をつけるかどうかなんでしょうけれどもね。住民系の場合は図まで、市町による場合は図までではないにしても、まちとしての構想がある、その中に当然、河川も位置づけられておりますといった構想があれば。通常、構想と図は一体化するんですけれども。

河川砂防課担当 補足で、私、河川砂防課の担当になりますけれども、まず、水辺空間創出事業の要綱というものを策定しておりまして、その中で整備の構想図というのはきちっとあってあるわけなんですけれども、新規評価に上げる前に地元の方と話をしながら、進めるか、進めないかという判断はワークショップの中で決めていくんですけれども、その中でも進めますよということになったら、絵ができたも同然という形になってきますので、構想というひとまとまりな形、若干ぼやかしてはおるんですけれども、基本構想という形で整理をさせてもらったところであります。

荒牧委員長 構想図というと、その中の一部みたいな感じですね。基本構想の中の一部の図面というだけのイメージにならないようにしておいた方がいいですね。構想の中には、当然、図が入っているでしょう。入ってなきゃやれないでしょうというイメージならいいという気がする。それは数ページか数十ページ程度のものになって、どういうものであるかはイメージ図か合意図があるはずですよ、それがないとやれないですよ、合意できないでしょう。文章だけで合意したということはあまり聞いたことがないので。それは一部だと解釈しましょうか。

長委員 手続的に無理がなければいいです。

荒牧委員長 よければ、このことはそんなに反対はないだろうと思いますけど、ついでに、これは私語だと思ってください。

海の方の環境という話は、県はあんまり考えないといいますが、どこがやっているんですか。県土づくり本部でいいんですか。海の方の有明海は垂直護岸を立てっぱなしで、川ほど付加価値がないような気がするんだけど。海の方の環境をよくしてやろうという部署

は県土づくり本部でいいんですか。

川原河川砂防課長 海岸とすれば農山漁村課が…。

荒牧委員長 それは一緒になっているわけでしょう。昔だったら、農林、土木と分かれていたんですが、今は池田本部長のもとにあると。そうすると、例えば有明海のシチメンソウが生えているところをもうちょっときちっとしようかという話は、河川には入らないでしょうけど、どこかに入る項目があるんですか。

池田本部長 農林海岸は県ですけれども、新規で出るのはもうないですね。

荒牧委員長 そういう発想がまず大事です。皆さんの中に発想がないし。今までは土木と農林で、農林はせいぜい防災とかなんとかの観点しかなくて、今、環境と言っているのは河川だけですよね。例えば、森林にも環境という概念はまだないし、ないでしょう。森林を環境の視点でと、やっと最近、林道で…。

遠田副本部長 そういう意味では、広葉樹を積極的に植えていきましょうとか…。

荒牧委員長 ごめんなさい、間違えたとして、海の方を環境で何か、例えばシチメンソウが生えたとか、アシ、ヨシが生えたところをきちっとしようねとかって、そんな話というのは県土づくり本部に概念がないでしょう。我々は、やっと河川的环境まではたどり着いたけど、海的环境までまだ概念がたどり着いてないんですよ。だって、担当者がいないもん。有明海再生課は、あれは県土づくり本部じゃないでしょう、あそこは金がないしね。

池田本部長 あそこが一元的に議論をしますけど…。

荒牧委員長 私、今、有明海にうるさいから。ぜひどこかで担当部門ぐらいつくってよ。そして、シチメンソウをよくしたいねという発想だって、川と海はつながっているし。筑後川は国だけど、そういう川から出ていくと、みんな知らん顔する。そして、ごみが出ていくじゃないですか、海に。それも川で本当はちゃんとしろと言いたいところがあるんだけど、そういうところもきちっとしてないと言いたいところがあるから、我々は今、ほかしている部分がいっぱいありますよ。

だから、これは賛成でいいんだけど、それと同じ思想をせっかくだから海までもって行って、県土づくり本部で面倒を見ると言ってくれませんか。私が今、「私語」と言ったのは、陳情しているという意味です。

長委員 有明海だけじゃなくて、玄界灘の方もありますね。今、海岸線の、海水浴場の砂がなくなる問題とか、そういうこともあるし。

荒牧委員長 それは防災でやるんですか。

池田本部長 西ノ浜なんかは、砂が流れますので、離岸堤といって、海に沈む堤防を置いて砂が流れないように、そういうことはですね。

荒牧委員長 そこまでは土木の範疇なんですか、そこまでは皆さん、頭の中にある。だけど、そこにハマユウが咲いた・・・だから、海の方のところももう少し勉強しましょうよ。川屋さんたちが生物を勉強し始めたのは平成十何年ぐらいだけど、すごく勉強してよ

くなっただと思うけど、海のことはいずれもまだ知らないという気がします。お願いします。

ちなみに、私語をもう一つ。先ほどの新規の、これは大体幾らぐらいの予算がこれで使われているんですか。概略でいいです。

遠田副本部長 新規の採択の事業費という意味ですか。

荒牧委員長 1年間にどれくらい要るものなんですか、大体的に。金額を載せないのはいいんだけど、大体どれくらいですか。維持でどれぐらい、新規でどれぐらいというのが、皆さん方、どれぐらいの予算をもって判断されるわけですか。

遠田副本部長 後ほど、資料をお持ちしますので、ちょっとお待ちください。

荒牧委員長 それでは、新規マニュアル関係が終わりましたので、議題5の再評価箇所について、事務局の方から説明をお願いいたします。

山口副課長 それでは、再評価箇所一覧表等につきましてご説明いたします。

資料といたしましては、A3の広い資料でございます。本日は第1回目でございますが、8月4日に本年度第2回目の評価委員会を予定しております。この中で、本年度は12件の再評価地区の審議をお願いしているところでございます。

1ページに一覧表をつけております。まず、上段ですけれども、「実施要綱第3号の(2)に該当する事業」、これは再評価理由のところ「10年以上継続」と記述しております。この5事業につきましては、10年以上継続ということで評価の諮問対象になっている地区でございます。

まず、1の道路改良事業、一般県道鷹島肥前線でございます。事業主体は県です。これは唐津市の肥前町と長崎県松浦市の鷹島を結ぶ橋梁を含む道路の整備工事でございます。

2番目の地方道路交付金事業、一般県道黒川松島線、これも事業主体は県でございます。これは伊万里市の国道204のバイパス機能を持つ道路の整備でございます。

3番目の交通安全施設整備事業、一般県道大木庭武雄線、これも県事業でございます。嬉野市塩田町でございますが、小・中、高校生の通学道路の歩道の整備をする事業でございます。

4番目の河川総合開発事業、井手口川ダムでございます。これは伊万里市大川町にあるダムでございますけれども、伊万里市の洪水調節、それから、水道用水の確保を図ることを目的とするダムでございます。

5番目の公共下水道事業、神埼処理区でございます。これは神崎市が事業主体の事業でございますけれども、これは神崎市、旧神埼町の下水道を整備する事業ということでございます。

それから、「実施要綱第3号の(4)に該当する事業」ということでございます。これは再評価を一度実施しておりまして、再評価実施後、さらに5年を経過した事業でございます。

6の地方特定道路整備事業、今津線ほか1線ということでございます。これは佐賀市の市街地の中心部から環状南部を経て国道444に連絡する道路でございます。この道路の幅員

が狭いということから改良をしている事業でございます。

7番目、土地区画整理事業でございますが、多久駅周辺地区ということで、多久市が事業主体の事業でございますが、多久駅周辺の土地区画整理事業ということでございます。

8番目、県営地盤沈下対策事業、佐賀中部地区ということでございます。これは佐賀市ほか旧市町におきまして地下水の過剰くみ上げに起因します農業用排水施設の機能低下を復旧する事業ということでございます。

9番目の県営広域営農団地農道整備事業、多良岳地区ということでございます。これも県が事業主体の事業でございますが、鹿島市と太良町の広域的な農道の整備事業ということでございます。

10番目の地方港湾改修事業、呼子港でございます。唐津市呼子港の港湾の整備事業です。船舶が安全に着岸できる埠頭の整備ということにあわせて、観光基点となる緑地とか物販所等を整備する事業でございます。

11番目、浚渫土砂等処理護岸整備事業、伊万里港でございます。伊万里港は、現在、岸壁の整備とか、航路、泊地等の浚渫等の整備を行っているところでございますけれども、その港湾整備事業に伴います浚渫土砂等を湾内で適切に処理するための護岸の整備という事業でございます。これも県が事業主体の事業でございます。

それから、「実施要綱第3号の(5)に該当する事業」ということで、これは唐津市呼子、名護屋処理区の公共下水道を整備する事業でございます。これは再評価理由として、社会経済情勢の変化ということで、市町村合併によりまして必要性が生じた事業ということでございます。呼子、名護屋地区での公共下水道の整備ということでございます。

2ページに位置図、3ページ以降につきましては各地区ごとの評価表をつけております。次回、8月4日につきましては、この地区一覧表、また、別途パワーポイント等で詳細にご説明する予定にしております。再評価の対象地区につきましては、この12カ所ということで、次回、詳細につきまして説明させていただくということでございます。

以上です。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

これまでは第1回目かな、最初に全部説明をいただいて見ようという時もありましたけれども、きょう、一覧表を出していただいて、もし皆さん方が、ここだけ先に見たいというところぐらいまでの話で質問していただいて、そして、現場を見ていただいた上でもっと詳細に8月4日に行うという提案をしていただきました。私の方にご相談がありましたので、「それでいいのではありませんか」というふうに申し上げましたけれども、先生方の方でもう少し詳しく聞いてどこか問題がありそうだとということで、ここだけは見ておきたいということがあればお申し出ください。机の上に事務局でお考えになった現地調査のルートがありますけれども、もしどうしても必要ということであれば県庁の人たちに付き合っていて、見たいところを見ていただくということにならざるを得ないかなと思ってお

ります。

意図としては、日程の都合もありまして、遠くのところは外してあります。それから、新しい委員の先生がおられますけれども、例えば、1度見たところ、多久市の土地区画整理事業は非常に問題があるだろうと思って、1度、皆さん方と一緒に見ました。ただし、見て一番困ったのは、もうここまできてしまった以上、どうするんだいというような話が出てきてしまったと。減歩が全部終わってしましてとか、換地が全部終わってましてというような話を一体どうするのかという話があって、なかなか見にくいところではあります。そこはどうですかという話でしたけれども、やめておこうと、1回、皆さん見ていただいて、大体の進み具合もイメージしていただいているでしょうから、あれから5年たっているから随分進歩しているのかということもあるでしょうけど。そして、あんまり遠くないところでというところがあります。どうしてもここを見たいということであれば、県庁の担当の方に付き合っていて見ていただくことは構わないと思います。一応、私と事務局の方で考えたルートをつくりました。

まず、委員の先生方から、ここは見ておきたいけれどもなあというところがあればおっしゃっていただけませんか。よろしいですか。そしたら、申しわけありませんが、事務局の方で、事務局と私の方で考えた現地調査の案を示していただけませんか。

山口副課長 現地調査につきまして、ご説明させていただきます。

まず、日程等につきましては、委員の皆様のご都合をお聞きしまして、7月28日、それから8月3日に設定をしているところでございます。

7月28日につきましては、第1班ということで、荒牧委員長、池田委員、川本委員、枝吉委員に県の担当がつくということでございます。調査先としましては、地方道路交付金事業の一般県道黒川松島線、これは伊万里市でございます。それと、公共下水道事業の神崎処理区ということで、これは神崎市の2カ所を調査していただいたらいかがかと考えております。行程につきましては、伊万里市の方を先に行きまして神崎に戻ってくるという行程にしております。

8月3日でございますが、第2班としまして、長委員、村田委員、古賀委員、斎藤委員、鳥井委員、佐藤委員ということで6名様で考えております。調査先としましては、交通安全施設整備事業の一般県道大木庭武雄線、嬉野市塩田町でございます。広域営農団地農道整備事業、多良岳地区の太良町の部分でございます。それから、県営地盤沈下対策事業の佐賀中部地区、久保田町の現場でございます。この3カ所の現地調査ということで考えております。

委員の先生方、非常にお忙しい中、先生方にできるだけ参加していただけるような日程を組んでこのような予定ということで考えております。

以上でございます。

荒牧委員長 よろしいですか。特にご意見がないようでしたら、事務局が提案されたこ

とに従って第2回目ということになるんだそうですけれども、委員会の現地調査を行った上で、3回目を8月4日にここで行うということによろしいですか。何回かやってきた事業もありますし、新規の事業もあります。私の記憶が間違っていなければ公共下水道事業はあまり見たことがなかったので、ぜひ見せてくださいと私が申し上げてここに入れてもらいました。公共下水道は、ご存じだと思いますけれども、佐賀県さんは予定よりも早めてスピーディにおやりになっているような気がします。どういうところに問題があるのかということも少し見させていただければありがたいなと思ってこういう場所も選びました。

特になければ、これで議題についてはよろしいでしょうか。途中で、私、一つ飛ばして、委員長総括をやるということになっていたらしいですけれども、先ほど意見を全部申し上げてしまって総括する必要もないだろうと思いますので、お許してください。

それでは、委員の方から、先ほど、私、私語を申し上げましたけれども、そんなことでも構いませんので、県土づくり本部の方に何かご意見がありましたら。

古賀委員 意見じゃないですけども、この中に、例えば施行箇所とかというところに「市町村」とありますね。「村」はなくなったでしょう。

それから、きょう、評価された一番最後のところにも「市町村等の取り組み状況」とあります。このところも訂正された方がいいんじゃないでしょうか。

池田本部長 ありがとうございます。

荒牧委員長 ほかに、皆さん方のご意見を県土づくり本部の方に上げてください、私語で構いませんので、何かあれば、応援でも、ご批判でも構いません。

斎藤委員 自分が住んでいる身近なところの道路なんですけど、鳥栖の大木のところの交差点、34号線、ご存じでしょうか。今度、改良されて変な交差点になったの、キューピーマヨネーズのところですよ。あそこの信号が、やっと工事が終わったと思ったら、ものすごくへんてこりんな、もう絶対あれはおかしいですね。それで、できてしまったものはどうしようもないけど、34号線に出れないんですよ。今まで34号線に向かって信号が十字路になっていたのが、斜めに突っ切って県道じゃないところに出て、それから34号線に出なきゃいけないんです。それで、今出るところがキューピーマヨネーズの塀にぶつかるわけですが、これから34号線に出れないんですよ。標識がないんですよ。できてしまったものはしょうがないから、看板なりともつくってくれと地元の方は言っています。これは県の土木事務所の仕事だということで、見てください、本当おかしいです。あの信号はおかしいです。

荒牧委員長 信号は公安委員会の仕事でしょう。だから、標識と信号制御と構造とがマッチングしてないと今みたいな話になるよということでしょう。連絡機会をお持ちですよ。

池田本部長 公安委員会と道路管理者との協議はしてますけど…。交差点改良かなんかしておかしくなっているんですかね。

斎藤委員 はい、そうです。

荒牧委員長 あり得ますよ。

ほかに何か。 よろしいですか。それでは、事務局の方にお返しします。

遠田副本部長 本日は、お忙しい中、審議いただきまして、また、貴重なご意見をいただきましてまことにありがとうございました。

本日の委員会は、これで終了いたします。お忙しい中、本当にありがとうございました。

(閉 会)